

沖縄県立芸術大学国際交流委員会規程

令和3年4月22日

冲芸大規程第94号

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学に国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 国際交流についての基本方針に関すること。
- (2) 国際交流の計画及びその実施に関すること。
- (3) その他国際交流に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（国際担当）
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 事務局長
- (5) 芸術文化研究所長
- (6) 附属図書・芸術資料館長
- (7) 国際交流室長
- (8) 各学部の専任教員各2名
- (9) 委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第8号及び第9号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長（国際担当）をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則（令和3年4月22日学長決裁）

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月13日学長決裁）

この規程は、令和5年3月13日から施行する。